

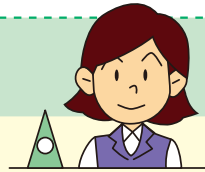
# 従業員の個人住民税は特別徴収で納めましょう

事業者（給与支払者）は特別徴収義務者として、法人・個人を問わず、全ての従業員について、個人住民税を特別徴収していただく義務があります。（地方税法第321条の3,4、御杖村税条例第44,第45条）

- 対象の従業員は▶▶ 短期雇用者、アルバイト、パート、役員等全て含みます。
- 個人住民税とは▶▶ 村民税と県民税を併せた地方税のことです。
- 特別徴収とは▶▶ 給与支払者が所得税の源泉徴収と同じように、納税義務者に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を引き落とし、納入していただく制度です。

税額の計算は本村で行いますので、所得税のように税額の計算や年末調整をする手間はかかりません。普通徴収が原則4回払いなのに対して、12回払いとなるので、1回あたりの負担が軽くなります。

## 基本的な手続きの流れ



★特別徴収に関する書類は住民生活課（税務徴収グループ）にてお渡ししております。

STEP

### 1 給与支払報告書の提出

給与の支払いを受けている方が1月1日現在御杖村にお住まい（住民基本台帳登録）の場合、1月31日までに「給与支払報告書（総括表と個人別明細書）」を本村に提出してください。また年の途中で退職した方についても同様です。

郵便はがき  
御杖局  
料金別納  
郵便  
御中

平成 年度 給与支払報告書(総括表)

御杖村長 殿	平成 年 月 日提出	指 定 番 号	
給与支払者が法人である場合の代表者氏名		事 業 種 目	
連絡者の所属課係	課 係	受 給 者 総 人 数	人
氏 名		提出市町村数	人
電話番号 ( ) 内線 ( )		御 杖 村 へ の 報 告 人 数	人
会計事務所等の名称		特別徴収（給与支払者側）	人
電話番号 ( ) 内線 ( )		a. 退職または退職予定者	人
特別徴収税額の内払い込みを希望する金融機関 (所在地)		b. 給与の支払いが不定期	人
		c. 給与から徴収が引きれない	人
		d. 他の事業所で特別徴収	人
		報告人数合計	人
		必 要 数	人
		不 要 数	人

※給与支払報告書はeLTAX(エルタックス)によりパソコンから電子申告がご利用いただけます。（一部利用できない市町村があります。）  
eLTAX(エルタックス)に関する情報はこちらのホームページをご覧ください。http://www.eltax.jp

STEP

### 2 特別徴収税額決定通知書の送付

個人住民税の徴収期間は、6月から翌年5月までの12か月間です。毎年5月31日までに届けがあった方に対し、本村から特別徴収義務者あてに「特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用・納税義務者用）」を送付します。この時に年税額と月割額をお知らせしますので、6月の給料から特別徴収を開始してください。

平成 年度 給与所得等に係る村民税・県民税 特別徴収税額の決定・決定通知書(特別徴収義務者用)

納税義務者氏名	住所	所得	課税標準額	村民税	県民税	特別徴収税額	月割額
氏名	〒 市 区 町 丁目 番 号	円	円	円	円	円	円

平成 年度 給与所得等に係る村民税・県民税 特別徴収税額の決定・決定通知書(納税義務者用)

納税義務者氏名	住所	所得	課税標準額	村民税	県民税	特別徴収税額	月割額
氏名	〒 市 区 町 丁目 番 号	円	円	円	円	円	円

(特別徴収義務者用)

(納税義務者用)

STEP

### 3 納期と納入方法

納期限は、月々の個人住民税を特別徴収した月の翌月10日です。この日が土・日曜日、または祝日の場合は、その翌営業日となります。特別徴収義務者が本村から送付した納入書等で、納入してください。

※納入できる金融機関は、特別徴収義務者が本村にお問い合わせください。なお、指定金融機関以外では手数料がかかる場合がありますのでご注意ください。

## Q.こんなときはどうするの？

### Q.従業員から普通徴収にして欲しいと言われているが？

法令により、納税義務者が個々に徴収区分を選択することは認められておりません。

### Q.退職・休職、異動があったときは？

退職や休職または転勤等によって納税義務者に異動があった場合、給与支払者はその事由が発生した日の翌月10日までに、納税義務者がお住まい(住民基本台帳登録)の市町村へ「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出する必要があります。

※住民税が非課税(徴収すべき税額がゼロ)や既に納入済みの場合であっても、上記書類の提出が必要です。

#### ① 6月1日から12月31日までに退職等をした場合

特別徴収できなくなった残りの税額は、普通徴収へ切り替えることとなります。納税義務者は本村から送付した「納税通知書」に従って、直接納入していただきます。

納税義務者から特別徴収の方法で徴収されたい旨の申し出があった場合は、未徴収税額を給与や退職金等から、一括して特別徴収により納入していただきます。

#### ② 翌年1月1日から4月30日までに退職等をした場合

この期間は①と違い、法令により特別徴収できなくなった残りの税額は、元の勤務先から5月31日までに支給される給与、退職金等が残りの税額を超える場合、納税義務者の申し出がなくても5月31日までの間に支払いをする給与や退職金等から、一括して特別徴収により納入していただきます。

### Q.退職金の特別徴収については？

退職手当等が支払われる際に支払者が税額を計算し、退職手当等の支払金額からその個人住民税額を差し引いて納入することとされております。

納入すべき市町村は、退職手当の支払いを受けるべき日(通常は退職日)の属する年の1月1日現在お住まい(住民基本台帳登録)の市町村です。

### Q.「特別徴収税額変更通知書」が届いたが？

異動の届けや働いている方の申告で特別徴収税額に変更が生じた場合、「特別徴収税額変更通知書」を本村から送付しますので、届いた通知書に従って特別徴収する税額を変更してください。

### Q.特別徴収した徴収金を納期限までに納入できないとどうなるの？

給与支払者が特別徴収した徴収金は、あくまでも納税義務者からの預かり金で、納期限までに納入する義務があります。納期限を超過し、税金を滞納した場合には給与支払者に滞納処分を行う可能性がありますので、ご注意ください。

個人住民税をはじめとする地方税は、  
皆様の身近な行政サービスに役立てられています。  
法令に基づく適正な特別徴収の実施について、  
事業者の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い致します。



## 御杖村 住民生活課

〒633-1302 奈良県宇陀郡御杖村菅野368  
Tel. 0745-95-2001 (代) Fax.0745-95-3545  
<http://www.vill.mitsue.nara.jp/>